

団体名：全国住宅産業協会 様

住宅瑕疵担保責任保険(1号保険) 共同住宅 団体割引制度に係る保険料等のお知らせ

株式会社 日本住宅保証検査機構

## JIOわが家の保険 共同住宅団体割引料金表

中小企業者向けコース

【適用期間】 2024年1月1日から2024年12月31日

【適用条件】 適用期間に保険契約申込書および必要書類が不備なくJIOに到着した物件

【適用コース】 中小企業者向けコース

※諸般の事情により、保険料等の変更があった場合はこの限りではありません。

## 1. 一般住宅

## 保険料(住戸あたり)

(非課税、単位:円)

平均専有面積*1	追加外装下地検査なし	追加外装下地検査あり
40㎡未満	18,000	17,100
40㎡以上55㎡未満	21,200	19,900
55㎡以上70㎡未満	23,900	22,300
70㎡以上85㎡未満	26,400	24,600
85㎡以上100㎡未満	28,700	26,700
100㎡以上	35,800	33,100

\*1:全住戸の専有面積(壁芯による)を住棟の総住戸数で除した面積です。

※保険金支払限度額は、1住戸あたり2,000万円です。

※一般瑕疵担保責任保険の保険料は上表の保険料から3,670円(住宅取得者が宅建業者の場合は4,740円)を差し引いた金額です。

※ペーパーレス割引(JIOWebシステム保険契約申込の原本不要サービス割引)適用時の保険料は、上表の保険料から1,000円を差し引いた金額です。

## 検査料(住棟あたり)

(税込み・単位:円)

1住棟の延床面積	1回あたり検査料
200㎡未満	19,030
200㎡以上500㎡未満	24,640
500㎡以上2,000㎡未満	35,090
2,000㎡以上5,000㎡未満	48,180
5,000㎡以上	77,550

※検査は「基礎配筋検査」「躯体検査\*2」「防水検査\*3」があり、すべて同じ金額です。

\*2:躯体検査は最下階から数えて2階床の躯体検査の完了時のほかに、10・17・24階のように7階毎に検査を行います。

\*3:階数4以上の場合は防水検査を行います。

## JIOわが家の保険 共同住宅団体割引料金表

中小企業者向けコース

## 2. 建設住宅性能評価同時申込住宅 \*4

保険料(住戸あたり) (非課税・単位:円)

平均専有面積	保険料
40㎡未満	16,100
40㎡以上55㎡未満	18,900
55㎡以上70㎡未満	21,300
70㎡以上85㎡未満	23,600
85㎡以上100㎡未満	25,700
100㎡以上	32,100

検査料(住棟あたり)\*5 (税込み・単位:円)

1住棟の延床面積	検査料
200㎡未満	19,030
200㎡以上500㎡未満	24,640
500㎡以上2,000㎡未満	35,090
2,000㎡以上5,000㎡未満	48,180
5,000㎡以上	77,550

\*4:基礎配筋検査、躯体検査は建設住宅性能評価の検査を代用します。

\*5:階数4以上の場合は防水検査を行います。

※一般瑕疵担保責任保険の保険料は上表の保険料から3,670円(住宅取得者が宅建業者の場合は4,740円)を差し引いた金額です。

※ペーパーレス割引(JIOWebシステム保険契約申込の原本不要サービス割引)適用時の保険料は、上表の保険料から1,000円を差し引いた金額です。

## 3. 建設住宅性能評価付申込住宅

保険料(住戸あたり) (非課税・単位:円)

平均専有面積	保険料
40㎡未満	17,000
40㎡以上55㎡未満	20,200
55㎡以上70㎡未満	22,900
70㎡以上85㎡未満	25,400
85㎡以上100㎡未満	27,700
100㎡以上	34,800

手数料(住棟あたり) (税込み・単位:円)

1住棟の延床面積	手数料
200㎡未満	16,060
200㎡以上500㎡未満	20,680
500㎡以上2,000㎡未満	30,800
2,000㎡以上5,000㎡未満	38,060
5,000㎡以上	45,540

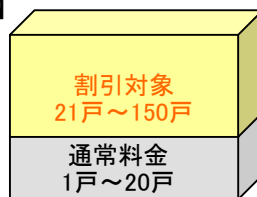
※一般瑕疵担保責任保険の保険料は上表の保険料から3,670円(住宅取得者が宅建業者の場合は4,740円)を差し引いた金額です。

## 保険料の他の割引

## ●大規模物件割引

1住棟の保険申込戸数が20戸を超える住宅の場合、20戸を超える部分につき、1戸あたり2,000円を割引きます。

【例：1住棟150戸の場合】

保険申込み戸数  
150戸

21戸～150戸までの130戸分が割引対象です。

この例の場合では、  
**260,000円割引**となります。

JIOわが家の保険について詳しい内容は、JIO支店・営業所または保険取次店にお問い合わせください。